BELS(非住宅)評価業務開始 及び 低炭素建築物技術的審査手数料改定のお知らせ

1. BELS (非住宅) 評価業務開始

1)業務開始日

平成30年4月1日

2)業務範囲

• 業務区域:北海道全域

・建築物の区分:新築及び既存建築物で床面積の合計が10,000 ㎡未満

3) 評価料金

非住宅に係る評価料金(消費税込み)

評価対象面積	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法
300 ㎡未満	216,000 円	108,000円
300 ㎡以上、2,000 ㎡未満	324,000 円	162,000 円
2,000 ㎡以上、5,000 ㎡未満	432,000 円	216,000 円
5,000 ㎡以上、10,000 ㎡未満	540,000 円	270,000 円

[※]低炭素建築物技術的審査と併願審査の場合は、上記料金の2分の1の額とします。

[※]変更申請料金は当初の申請で適用された料金の2分の1の額とします。

2. 低炭素建築物技術的審査手数料改定

1) 改定日

平成30年4月1日審査依頼分より

2) 手数料

住宅に係る審査手数料(消費税込み)

種別	審査条件		料金	
戸建	単独審査		30, 780 円	
住宅	併願申請	設計住宅性能評価	10,800円	
共同 住宅 等	単独審査(作	住戸の審査)	基本料金+戸あたり料金×対象住戸数 ・基本料金 54,000円 ・戸あたり料金 2,160円	
	単独審査(建築物全体の審査)		基本料金+戸あたり料金×対象住戸数 ・基本料金 162,000円 ・戸あたり料金 2,160円	
	併願申請	設計住宅性能評価	上記料金の2分の1の額	

- ※共同住宅等において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の料金は、「建築物全体の審査」の額とします。
- ※「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の料金は、一戸建ての住宅の料金に2を 乗じた額とします。
- ※共同住宅等において、1住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とします。
- ※変更審査依頼手数料は当初の依頼で適用された料金の2分の1の額とします。

非住宅に係る審査手数料(消費税込み)

審査対象面積	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法
300 ㎡未満	216,000 円	108,000円
300 ㎡以上、2,000 ㎡未満	324,000 円	162,000 円
2,000 ㎡以上、5,000 ㎡未満	432,000 円	216,000 円
5,000 ㎡以上、10,000 ㎡未満	540,000 円	270,000 円
10,000 ㎡以上	別途見積	別途見積

[※]変更審査依頼手数料は当初の依頼で適用された料金の2分の1の額とします。